

1. 概要：

- ・初参加2名を含む総勢13名で「表現の自由とはどういうことか？」という問いを掲げ、主に、それが問題となる
ときの自由・権利の対立、その価値、および、検閲について対話し、考えた。

2. 対話：

(0) 問いの提起

- ・進行役から名古屋で開催された表現の不自由展や仏国で発生したシャルリエブド事件を例として挙げて、
表現の自由が問題となる事例について参加者に尋ねて、対話を始めた。

(1) 具体事例：どういふときに表現の自由が問題と思ったか？

- a) 日経新聞が女子高生を性的に強調して描いたアニメ画を一面広告で掲載し議論となった事件、b) 昼間
小学校正門前で同校校則がブラックであると大音量で主張するスピーチをされて自分がリモート勤務に
集中できず迷惑を被ったとき、c) 安倍元首相が選挙応援演説中に北海道警察が反対意見を表明した聴衆
をその場から排除した件で警察が敗訴した事件、d) 小1の子どもが俳句の課題で「プールにはいつも虫
の死骸がある」という内容で提出したら担任教師から書き直しを強制されたとき、e) 生徒会長の子ども
が全校集会でのスピーチを草稿したら教師から内容が「相応しくない」と書き換えをさせられたとき、
f) 小6の子どもが卒業文集の作文に対して担任から内容を修正させられたとき。

(2) 問題では何が起きているのか？～個人 vs 個人における対立

- ・問題となる場合では相手とトラブルにならないという閾値（ボーダーライン）があって、それを超える
と名誉棄損のように法律で規制を受ける。→何かの目的のための表現の自由の権利行使において、他者
の縄張りを超えるときに、相手にメリットがあれば問題とならないが、コモンロー（共通の了解ルール）
を逸脱する場合には相手の自由や権利と対立する。
- ・表現の自由においてある個人が何かの声を上げるとき、逆に他の誰か個人の権利が侵されることがあり、
それが問題となる（公共の福祉：個人間の利害を調整する原理）。だから、表現の自由が問題となる場面
は、個人と個人間では他方の個人の何らかの自由・権利が侵害される場合である。
- ・相手の自由（権利）を侵害してしまうときには対話して、調整を図って、解決していくしかない。だが、
（表現の自由が制限される）専制国家では市民間でそのような対話が難しい場合もある。

(3) その価値は？

- ・憲法は国家権力を含む公権力側の義務を規定しており、当局（公権力）から離れた市民が何を言っても
良いとする権利が与えられる。国民が政府に対して「こういう所が良くない」と言うことができる権利
である。だから、表現の自由の権利が保障されていない場合はその政治が良くなっていかない。
- ・A、B、およびCという人物を想定して、Aが正しい考えを持ち、Bが誤った考えを持ち、AとBの意見
を聞いたCが両者の考えを踏まえて二人が気づいていない考えを持つ場面を考える。①AとBの二人が
互いの考えを交換して、Aの正しい考えを知ったBが自分の考えが誤っていたと気付く。あるいは、
②CがAとBに二人の知らない考えを共有し、AとBの二人がより良い考えに到達できる。表現の自由
は、このような場面で価値を発揮する。

(4) 日本と米国では少し認識が違う？

- ・米国の表現の自由を考えるとそこには目に見えて価値観が異なる人々がいる。例を挙げれば、トランプ
支持者はコロナ禍に反ワクチン派だが、リベラル支持者はサイエンスを重視しワクチン推奨派となる。
一方の意見を持つ個人が他方のグループの中でもその意見を表明できる場面で表現の自由を意識する。
その場合には、日本では意識するような「その場に相応しいか否か」の判断はあまりない。→一方で、
日本の場合では、a)の例のように猥褻性やジェンダー平等の観点から、それが大量発行部数の新聞への
広告として、それがそこに相応しいかという議論になる。
- ・d)やe)の例は日本での体験だが、このようなことをしたら米国では訴訟になる。さらに米国では、特定
の授業（例：性教育、宗教教育）は親側にそれを受けさせないことができる権利がある。

(5) 教師から子どもへの強制的な指導は検閲か？～個人 vs 個人あるいは公権力における対立

- ・これらの事例では表現の自由という言葉を用いないと本当にいけないか。他に言い換えができるような
言葉があるのではないか。
- 例で挙げたd)、e)やf)では、やはり表現の自由が侵害されたという言葉以外にはうまく言い表すことが
できない。子どもの表現の自由であるべき表現自体に対して教師から圧力を受けたという認識がある。
- ・f)の例では、子ども（＝娘）は課題が出された当初書くことに抵抗していた。「『ポジティブな内容でない
とダメ』とどうせ先生から言われるのになぜ書かないといけないのか」という考えであった。だから、
「図工の時間に『こういうように描くように』と指示されたときのことを『もっと自由に描きたかった。
先生はアートに関しては素人なのだから自分の自由に描いてもいいはずだ』と書いたら、教師は理解の
ある方であったが、「こう書くとその先生が傷つく。また、学校が好きなお子どもには良い気がしない」と
いう理由から書き直すように指示された。これらは教師の指導範囲を超えた圧力であり子どもの表現の
自由が侵されたと思う。→卒業文集は多くの人々の目に触れる媒体であり執筆者（＝子ども）には力がある
ため、その多くの読者を気にかける責任がある。→その場ではなく、別の場を提供する手もある。
→表現の自由が問題となるのは、公権力が個人の意見を抑圧する場合であって、d)、e)やf)の例の場合は
教師が権力側であると思うが、表現の自由の侵害というよりも教育的指導や編集権の範囲内と思う。→
教師を公権力側と捉えても表現の自由を侵害する検閲ではなく、教育的指導の範囲と言えるのか。

(6) 表現者個人がどう思うかがより重要？～個人 vs 個人または公権力における対立

- ・（勿論一定の範囲で周りの相手に対して自由や権利の何も侵していないという前提はあるが）自分がどう
感じるかを表現することの方がより重要なものであり、周りの相手がどう受け取るかは二の次である。
→誰かにとって相応しいことは他の誰かにとっては相応しくないことがある。要因として①誰が、②何を、
③誰に、表現するのかを考える必要がある。
- ハラスメントは相手がどう感じるかが問題であるため、ある程度は相手がどう受け取るかを考える必要
がありそうである。→さらに、自分の思っていることを言うだけではその社会の中に人々の分断を生む
だけになる。→どこまでを配慮しなくてはならないのか。
- 周りの相手の感情を把握することは難しい。但し、表現の自由では周りの個人に物理的な影響を与える
ことは少ない。→表現の自由における著作権の侵害では、相手に金銭的な悪影響を与えることがある。

3. まとめ：

- ・表現の自由についてその価値は何か。問題となる場合は何と何とが対立するのか。公共の福祉、検閲の
観点を俎上に乗せて考えることができた。後半身近な体験から挙げた教師と子どもとの関係における
対立は、表現の自由の侵害か、教育的指導や編集権の範疇と言えるか。各々の黙考に委ねたい。

以上